

- 本船は廃棄物の焼却設備を持っている。
- 本船は廃棄物の焼却設備を持っていない。

船舶発生油等焼却設備などを有する場合、その設置場所は以下のとおりである。

{空欄記入、資料1として図示}

【焼却設備設置場所】

また、船舶発生油等焼却設備などの焼却能力等の要目、取扱い方法、取扱い上の注意事項等については、資料に示すとおりである。 {資料2として添付}

4.5 「廃棄物の粉砕装置」

廃棄物の粉砕装置を有する船舶においては、粉砕装置の取扱い、点検、整備等について、適切な運用を行わなければならない。 {該当事項をチェック}

- 本船は廃棄物の粉砕装置を持っている。
- 本船は廃棄物の粉砕装置を持っていない。

粉砕装置を有する場合、その設置場所は以下のとおりである。 {空欄記入、資料1として図示}

【粉砕装置設置場所】

また、粉砕装置の粉砕能力等の要目、取扱い方法、取扱い上の注意事項等については、資料に示すとおりである。 {資料2として添付}

なお、当該粉砕装置は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合し、かつ承認を受けたものでなくてはならない。